



自民党

小倉まさのぶ通信

2015年7・8月号



遺伝子情報に関する法整備を官邸に提言

皆さんは遺伝子検査を受けたことはありますか。病院に行って検査してもらい、医師から結果を教えてもらう検査を思い浮かべるかもしれません^(注1)。しかし、諸外国と比べて規制の緩い日本では、病院や医師を介在しない遺伝子検査 (Direct To Customers 遺伝子検査と呼ばれています) も普及しています。代表例として、その人の遺伝子に適ったダイエット方法や癌などの将来の疾病リスクを提示するサービス等があります。1,000社近くの業者がDTC遺伝子検査を仲介し、150億円規模の市場を形成していると言われています。

最近になって急速に成長したDTC遺伝子検査には、①安全保障の問題、②消費者保護の問題、③遺伝子差別の危険性などが指摘されています。特に、安全保障の観点から、規制の欠缺で日本人の遺伝子が海外へ流れ、しかも誰の情報かどこへ流れたのか追跡できない、との問題が指摘されています。遺伝子の国外流出は、国際テロ組織等による日本人のみに被害を与えるウイルスの開発の実現可能性にもつながるからです。中国では、法律で中国人の遺伝子情報を国外に持ち出すことを禁じています。

こうした問題意識のもとに、小倉まさのぶは、同僚の国会議員と一緒に有志遺伝子勉強会 (木原誠二座長) を立ち上げました。そして、本年5月下旬に、上記の問題に対する予防的な措置 (検査可能な事業者を特定、「消費者保護ガイドライン」の制定、遺伝子情報トレーサビリティの確保義務、遺伝子情報に関する国民理解の促進等)



同じ問題意識を持つ同僚議員と菅官房長官へ提言書を提出

を講ずるとともに、米国と同様に、国家プロジェクトとしてのゲノムバンクを構築し、自動車・ITに連なる21世紀の大成長産業になり得る「パーソナルゲノム医療」^(注2)を推進すべきとの提言書を菅官房長官に提出いたしました。

日本では遺伝子検査にかかる制度・政策に対する関心がまだまだ薄いものの、米国や中国などは将来の国益を大きく左右する分野として取り組みを進めています。これからも当分野におけるわが国の取り組みを牽引すべく活動して参ります。

(注1) 診療報酬の対象となる遺伝子検査は、その因子があれば必ず特定の病気が発生する単一遺伝子疾患だけです。しかし、西欧諸国では2000の単一遺伝子疾患が保険の対象になっているにもかかわらず、わが国では36疾患に留まっているとの問題点も指摘されています。

(注2) 従来の医療では症状が出る前は健康、出てからは病気、とされていましたが、パーソナルゲノム医療とは症状が出る前に遺伝子配列を解析し、自分のかかりやすい病気を発症前から予防、治療していく医療のことです。

Profile

町田市・多摩市選出 (東京都第23選挙区)

自民党衆議院議員

小倉まさのぶ

1981年 5月 30日 多摩市生まれ、町田市在住
2004年 3月 東京大学法学部卒業
4月 日本銀行 入行
2009年 7月 オックスフォード大学院卒
2011年 7月 日本銀行 退職
2012年 12月 第46回衆議院議員総選挙にて初当選
2014年 12月 第47回衆議院議員総選挙にて2期目当選

主な役職

自民党

- 青年局次長
- 国際局次長
- 金融調査会事務局次長
- 国会対策委員会委員
- 無駄撲滅PT主査
- 内閣部会副会長 など

国会

- 衆議院予算委員会委員
- 衆議院環境委員会委員
- 衆議院消費者問題に関する特別委員会委員
- 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 など

視察報告

東北被災地訪問報告

5月25日に東北の被災地(岩手県大船渡市、陸前高田市)を視察してまいりました。行政の担当者や地元建設業界の方などと意見を交換しました。

地元の方々には次のような意見をいただきました。現在の復旧・復興事業計画では、今後数十年間にわたって被災地に必要なインフラ整備をかなり前倒して行う予定になっている。したがって、復旧・復興事業が完了したら、その先は地元に残り仕事が無くなってしまわないか。そう考えると、いま雇用を増やすことに慎重にならざるを得ない。復旧・復興の加速化も重要だが、長期にわたって地元に残るような息の長い街づくりを計画して欲しい、との声です。被災地において復旧・復興事業の加速化と地域再生のバランスをとることの難しさを改めて感じました。

また、これまで復興事業は全額国負担でしたが、国は今後自

治体負担も一部導入する方針です。この点についても、なんでもかんでも国負担でやって欲しいわけではないが、効果促進事業の中に、基幹事業に付随して行われるものも多くあるため、自治体負担の存否についての線引きを確りとしていただきたい、との要望をいただきました。

被災地選出の議員だけでなく、党や政府の担当者も頻りに足を運び、被災地の声を吸い上げています。他方で、震災から4年が経過し、徐々に関心が薄れていってしまっているのも事実です。そして、支援の内容もハード面からソフト面、すなわち、雇用や産業の創出や精神面でのサポートへと移行していく過渡期にあると思います。その意味では、二期目の若手であっても、直接の被災地ではない議員が被災地に足を運び、被災地の方々の意見を聞き、思いに寄り添い続けることにも大きな意義があると信じています。



陸前高田の高台移転造成地



大船渡市役所で角田副市長からお話を伺う



大船渡建設業協会でお話を伺う



仮設住宅支援員の皆様と

オーストラリア出張報告

GWを利用して、日豪若手政治家交流プログラムに参加してまいりました。同プログラムは、日豪両国政府が、相手国の若手政治家をそれぞれ招待し、政治指導者間の人的交流を推進するとともに、相互理解を深め、日豪関係の安定的な発展を目指すプログラムです。平成4年から始まり、甘利大臣、石破大臣や岸田大臣等これまで13回、計98人の国会議員がオーストラリアに渡っています。

今回は、自民党、公明党、民主党、維新の党から6人で、キャンベラ、ブリスベン、シドニーを訪問いたしました。オーストラリアは日本にとって第4の貿易相手国、反対に日本はオーストラリアにとって第2の貿易相手国であるなど、両国は経済の重要なパートナーであり、中国の防空識別圏の一方的な設定に対していち早く非難表明を行うなど、太平洋における平和や自由主義などの価値観を日本と共有しうる安全保障上の大切なパートナーで

もあります。民間交流も進んでおり、オーストラリアの日本語学習者は世界第4位の29万人と親日国です。

訪豪して改めて感じたのが、予想以上に豊かな国である、ということです。オーストラリアはリーマンショックを経てもなお23年連続で経済成長を続けている国です(年平均3.3%成長)。結果として、一人当たりGDPは世界第6位の61,219ドル、日本の2倍近くを記録しています。そして、オーストラリアでお話を伺った方々は、民間人、議員や在豪日本人の方まで、非常に自信に溢れた、未来に対して前向きな意見を持っていらっしゃるように感じました。国民を幸せにするために政治家が果たすべき役割は様々ですが、その中でも経済を拡大し暮らし向きを豊かにしていくことがとりわけ重要であるとの認識を新たに致しました。

同時に、明るい将来見通しの中にも不安を抱えている点も伺



オーストラリア自由党本部を表敬訪問



オーストラリア準備銀行(RBA)訪問



24歳のWyatt Roy下院議員と



ニューサウスウェールズ州議会議長席にて

いました。資源ブームが去り企業活動が低下する一方で、住宅価格はバブルの発生も疑うほど上昇し続けており、これから金融政策や財政政策の舵取りが難しくなることを伺いましたし、高齢化社会が今後到来するうえで年金介護医療の仕組みをどのように変えていくのが課題との話も伺いました。日本はバブルの発生も高齢化社会も先に経験した国ですから、オーストラリアに経験を伝えることもまた両国のつながりを強めることになると思いました。

オーストラリアで面談した議員の中で、最も印象に残ったのがWyatt Roy下院議員です。オーストラリアは選挙に立候補できる被選挙権は選挙権と同じ18歳からです。Roy議員は20歳の時

に初当選をして、24歳で当選2期目です。彼は家族の中で初めて高校に進学したそうです。親族に政治家はおりません。そういった中で、彼は自由党の候補者予備選挙に勝つために党員一人ひとりに個別訪問し、立候補に漕ぎつけたそうです。彼が「政治が如何に悪いかではなく、政治が如何に良いものかを語りましょう」と再三述べていたのは印象に残りましたし、国は違えども我々もそうでなければならぬと感じました。

日本にとって学ぶべきものは学び、日本が教えられるものは教え、大切なパートナーとして共存共栄できるよう、今回の訪豪を機に、私自身も国会議員の一人としてオーストラリアとの結びつきをより強めていきたいと思います。

議会活動

5月12日に消費者問題特別委員会、5月15日に環境委員会と、自民党を代表して所属する2つの委員会で質問に立ちました。人数に比して質問時間の限られる与党議員の中で1週間に2つの質問というのは珍しい経験でした。

消費者問題特別委員会(大臣所信に対する質疑)では、山口俊一消費者担当大臣に、所信に対する質疑をしました。まず、大手外食チェーンが異物混入のために大赤字に転落した事例を挙げ、消費者の安心・安全を図ることが健全な市場を育成し、アベノミクスの目指す経済の好循環につながることを指摘しました。

4月から始まった健康食品の新しい**機能性表示制度**について、消費者庁の認可が必要なトクホ(特定保健健康食品)とは違い、科学的根拠の担保や安全性の確認が企業の責任とされることから、公開された論文を民間団体がチェックしやすいような体制の整備、問題が発覚した時の届出撤回や商品回収などの迅速な対応をお願いしました。



消費者問題特別委員会

衆議院環境委員会(水俣条約に関する国内担保法審議)では、**水俣条約**を締結するにあたって整備しなければならない国内法(水銀による環境の汚染の防止に関する法律案・大気汚染防止法の一部を改正する法律案)の審議でした。

望月義夫環境大臣に、家庭や医療機関等に退蔵されている体温計や血圧計といった水銀添加製品の回収の促進のため、自治体や民間団体に対して技術支援などを通じて働きかけを強化するようお願いしました。また、過去に水銀汚染による甚大な公害問題を起こした我が国は、水銀問題のフロントランナーとして常に自らに条約以上の厳しい規制を掛けながら、各国にも日本と同様の規制を設けるよう懇請し、世界の水銀政策をリードすることこそ、被害を受けた皆様に対して未来へ向けての責任の果たし方であると指摘しました。



衆議院環境委員会

コラム

新たな機能性表示制度とは・・・

4月から「体のどの部分に効果があるのか」を食品に表示できる新たな制度が始まりました。これまでは具体的な効能の表現はトクホ(特定保健健康食品)でしか認められず、一般の健康食品は「健康な毎日を送りたい人へ」などあいまいな表現にとどまっていた。トクホでは臨床試験や認可の手続きで数千万～数億円という莫大なコストがかかることから、大企業しか市場参入できない、という声がありました。そこで、成長戦略の一環として、また消費者にとって必要な情報をわかりやすく入手できるようにして国民全体の健康増進を図るため、根拠となる論文や試験結果等を消費者庁のホームページで公表することを条件に、申請のみで表示できる制度が始まったのです。その場合、企業の負担するコストは数十万～数百万で済む、といわれています。中小企業でも参入しやすくなったことで新たな市場が開かれたのです。ただ、根拠論文が公開されるといっても国がお墨付きを与えるわけではないので、消費者自身が賢く商品を選ぶことが肝要となってきます。

コラム

水俣条約とは・・・

水俣病という甚大な被害を生んだ公害を経験した我が国は、各国に先駆けて水銀規制に取り組んできました。しかし、世界では水銀を利用した金の採掘や工業製品など、さまざまな場面で今なお水銀が利用され、健康被害も発生しています。(水銀の大気排出量を見ると、アジア圏が世界の5割を占め、中国が世界の3割を占めています)。こうした現状を踏まえて、各国が協調して水銀利用の削減、回収の取り組みを進めるための枠組みが水俣条約であり、日本にも大きな役割を期待されています。

地域の皆様とのふれあいを大切に(5月・6月活動報告)



相模原駅頭にて朝のご挨拶。欠かさず続けます。



町田相模原経済同友会の経済交流会に甘利大臣、義家代議士と参加させていただきました。



IPU(列国議会同盟)の一コマ。日本側代表の一人として参加しました。



玉川大学にて開催された地方政治学会にて基調講演。政党政治の在り方や若手議員の活動の在り方についてこの2年半で感じたことをお話ししました。



公務の合間に取材も受けます。この日はインターネットニュースサイトの取材でした。国際的な金融規制の取り組みであるバーゼル規制について日本の取るべき立場を語りました。



学生との交流事業(My Future Campus)の一コマ。



下小山田地区後援会の皆様による国会見学のご案内。随時国会見学を受け付けています。お気軽にお問い合わせください。



小倉まさのぶ多摩連合後援会の会合にて。国政の情報を地元の皆様にしっかり届ける組織作りをしていただいています。



町田市消防団第三分団のポンプ操法大会でご挨拶。雨の中お疲れ様でした。なお、第四分団、第五分団の大会にもご招待いただきました。



ペスカドーラ町田ホーム開幕戦で応援の挨拶。この日は6-1で湘南ベルマーレに勝利しました。



青年会議所東京ブロック協議会の大会が今年は町田で開催されました。実行委員会の副委員長として参加させて頂きました。



広袴地区後援会での国政報告会。国会で議論していることをしっかり伝えるために今後も各地で開催します。

小倉まさのぶ後援会事務所からのご案内

- 友人・知人・ご親戚ご紹介
- 国政報告会・ミニ集会の開催
- ボランティア・インターンスタッフ募集
- 国会見学・国会勉強会の開催
- 個人献金のお願い

小倉まさのぶ後援会事務所では、活動を支えていただくために皆様からの様々な活動へのご協力をお願いしています。下記事務所までお気軽にお問い合わせください。

地元
事務所

〒194-0013
東京都町田市原町田5-4-7 からかあさ101号
TEL: 042(710)1192 FAX: 042(710)1193

E-mail

info.oguramasanobu@gmail.com

H P

http://www.ogura-m.jp/